

# 温室効果ガス排出抑制計画書等 作成の手引き（特定事業者用）

令和3年4月  
山梨県

## 目 次

はじめに	1
第 1 温室効果ガス排出抑制計画書等を作成する必要がある事業者	1
第 2 エネルギー使用量の算定	1
第 3 温室効果ガス排出抑制計画書の作成	1
第 4 温室効果ガス排出抑制計画書の変更	5
第 5 温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書の作成	5
第 6 温室効果ガス排出の抑制に関する取組	8
第 7 「温室効果ガス排出抑制計画書」及び「温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書」の 提出及び公表	13
様式	21
記入例	30

文中の法令等の略称は、次のとおりとする。

山梨県地球温暖化対策条例（平成 20 年山梨県条例第 49 号。以下「条例」という。）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。）

## はじめに

この手引きは、条例第 11 条に基づき、事業者の皆様にご作成していただく「温室効果ガス排出抑制計画書」及び「温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書」の作成方法等について説明したものです。

温室効果ガスの 9 割以上を占める二酸化炭素の排出量のうち、約 4 割を産業・業務部門で占める本県において、地球温暖化防止を図るためには、皆様方の御理解と御協力が不可欠です。条例の趣旨を御理解いただき、積極的に地球温暖化防止対策に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

なお、各様式等は、県ホームページ(<https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/haishutsuyokusei.html>)からダウンロードできます。

## 第 1 温室効果ガス排出抑制計画書等を作成する必要がある事業者

条例第 11 条第 1 項の規定により温室効果ガス排出抑制計画書等を提出する必要がある事業者（以下、「特定事業者」という。）は、次のとおりです。

県内に設置しているすべての事業所の前年度における原油換算エネルギー使用量が 1,500k1 以上の事業者

《連鎖化事業者（フランチャイズ事業者）の場合》

連鎖化事業者及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する事業者が県内に設置している全ての事業所における前年度の原油換算エネルギー使用量が 1,500k1 以上の事業者

## 第 2 エネルギー使用量の算定

原油換算エネルギー量の算定は、P15 の別表 1 を用いて、P16 の手順に従って行ってください。

なお、温室効果ガス排出抑制計画書及び温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書を提出する際には、別表 1 を添付する必要はありません。

## 第 3 温室効果ガス排出抑制計画書の作成

温室効果ガス排出抑制計画書は、第 1 号様式（P22）により作成してください。

- ・ 県内に複数の事業所（工場）があり、エネルギー使用量の合計が 1,500k1 以上の場合は、本社の代表者が提出義務者（とりまとめ）となります。県外に本社がある場合も同様です。
- ・ 上記にかかわらず、委任することにより、本社に代わって県内のいずれかの事業所から提出することができます。

## 1 事業者の住所・氏名

事業者の住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）及び氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）を記入してください。

なお、法人の代表者以外の者が条例に係る諸手続きの委任（※）を受けた場合は、住所欄に委任を受けた者が所属する事業所の所在地を、氏名欄には企業名及び事業所名並びに委任された者の役職名及び氏名を記入してください。

※委任状の提出は不要ですが、法人内部で適切な委任行為を行ってください。

## 2 担当者の連絡先

温室効果ガス排出抑制計画の担当者（記入者）について、所属部署・氏名・連絡のとれる電話番号・電子メールアドレスを記入してください。

## 3 事業者が行う主たる事業

P21 の別表 4 日本標準産業分類（平成 25 年度改訂版）の中分類から主たる業種を 1 つ選択し、その 2 桁の番号及び業種名を記入してください。

## 4 計画期間

3 か年度としてください。

温室効果ガス排出抑制計画書は、計画期間の初年度の 7 月末日までに提出してください。

## 5 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するための基本方針

P8 の第 6 「温室効果ガスの排出の抑制に関する取組」などを参考に、事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、温室効果ガスの排出を抑制するための基本方針を記入してください。

## 6 基本方針に基づいて講ずる年度ごとの措置

事業活動の特性に応じて、実施可能な対策を検討したうえ、適切かつ有効な措置を計画期間の年度ごとに記入してください。

なお、措置の内容は簡潔に記入し、その措置によって削減できる温室効果ガスの排出量が算出できる場合は、措置の内容と併せてその量を記入してください。

## 7 温室効果ガスの排出の量の抑制目標

### (1) 基準年度

原則として、計画期間における初年度の前年度としてください。

### (2) 目標年度

計画期間の最終年度を記入してください。

### (3) 温室効果ガス排出量

算出の対象となる温室効果ガスは、エネルギー起源の二酸化炭素です。

#### ① 基準年度の温室効果ガス排出量

P17 の別表 2 により基準年度の温室効果ガス排出量（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）を算出してください。

注）基準年度において事業活動が著しく変動した場合等においては、連続する 3 か年度の平均値等を用いることができることとします。その際には、基準年度の温室効果ガス排出量として用いた数値の算出方法及びその数値を用いた理由を示した書類（様式任意）を計画書に添付してください。

② 目標年度の温室効果ガス排出量

目標年度の温室効果ガス排出量を記入してください。

目標年度における温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの排出状況や計画期間における取組の内容などを総合的に勘案して算出してください。

③ 対基準年度比

目標年度の温室効果ガス排出量を基準年度の温室効果ガス排出量で除した数値に 100 を乗じた数値を記入してください。

**(4) 原単位排出量**

① 基準年度の原単位排出量

基準年度の温室効果ガス排出量を、基準年度の原単位に用いた指標で除した数値を記入してください。

② 目標年度の原単位排出量

目標年度の温室効果ガス排出量を、目標年度の原単位に用いた指標で除した数値を記入してください。なお、省エネ法では、原油換算値で、中長期的に見て年平均 1 %以上のエネルギー消費原単位の低減を求めています。

③ 対基準年度比

目標年度の原単位排出量を基準年度の原単位排出量で除した数値に 100 を乗じた数値を記入してください。

**(5) 原単位に用いた指標**

① 基準年度の原単位に用いた指標

事業活動の特性を踏まえ、生産数量、生産金額、売場面積、建物延床面積等の温室効果ガス排出量と密接な関係をもつ指標を設定し、その基準年度の値を記入してください。

② 目標年度の原単位に用いた指標

景気動向等を踏まえて、①で設定した指標の目標年度の値を記入してください。

③ 対基準年度比

目標年度の値を基準年度の値で除した数値に 100 を乗じた数値を記入してください。

**(6) 原単位に用いた指標の設定方法**

採用した原単位の数値の種類について記入するとともに、括弧内に数値の単位を記入してください。

**8 電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数**

小売電気事業者の名称、基準年度における排出係数（基礎排出係数）で県が公表するもの及び排出係数の実績年度を記入してください。

なお、6 社以上の小売電気事業者から購入している場合は、行を追加するなどして、同様に記入してください。

**9 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量**

① 条例第 16 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証

**【やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸収認証制度】**

県では条例第 16 条に基づき、事業者が実施した森林整備による温室効果ガスの吸収の量を認証

しています。取り組む予定がある場合は、記入してください。詳細は「やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収認証制度実施要領」を御覧ください。なお、同制度により認証されたCO<sub>2</sub>吸収量（「やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収証書」に記載）は、温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書において、温室効果ガス排出量から差し引き報告することができます。

② 再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用

**【グリーン電力証書】**

グリーン電力証書を入手する予定がある場合は、記入してください。その保有電力分に相当する二酸化炭素の量は、温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書において、温室効果ガス排出量から差し引き報告することができます。

③ その他

上記以外の方法で、知事が特に認めるものとし、以下に示す制度・手法が対象となります。その保有クレジット等に相当する二酸化炭素の量は、温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書において、温室効果ガス排出量から差し引き報告することができます。

**【J-クレジット制度】**

**【国内クレジット制度】**

**【オフセット・クレジット(J-VER)制度】**

これらの制度に基づき認証されたクレジットを入手する予定がある場合は、記入してください。

**【グリーン熱証書】**

グリーン電力証書と同様の扱いとします。

**10 特記事項**

- ① 「基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置」の欄に記入した事項以外に、地域住民や民間団体と共同で行う地球温暖化の防止に係る活動、温室効果ガスの排出の抑制に資する製品の開発及び普及、温室効果ガスの排出の抑制に資する事業への参画等温室効果ガスの排出の抑制等のために取り組む措置があれば、その措置を記入してください。

なお、その措置によって抑制できる温室効果ガスの排出量は、目標年度の温室効果ガスの抑制量には含めませんので御注意ください。

- ② その他、計画期間以前に温室効果ガスの排出の抑制のために取り組んできた措置、事業所全体で温室効果ガスの排出の抑制のために取り組んでいる措置等があれば、積極的に、その措置を記入してください。
- ③ また、提出する事業者が、省エネ法第19条第1項に規定する連鎖化事業者である場合は、その旨を記入してください。
- ④ 条例第2条第7号及び規則第3条で規定されている、太陽光、風力、水力、バイオマス等を利用して得られる電力又は熱のうち、他へ供給する予定がある場合はその旨記入してください。

## 第4 温室効果ガス排出抑制計画書の変更

当初作成した温室効果ガス排出抑制計画書に変更があった場合は、第1号様式により、変更のあった箇所のみ記入し、速やかに提出してください。（会社名・代表者等の変更を含む。）

## 第5 温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書の作成

温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書は、P26からP29の第2号様式（別紙1・別紙2を含む）及びP17の別表2により作成し、計画期間の各年度の翌年度の7月末日までに提出してください。

なお、温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書において記入するもののうち、住所、氏名、事業所、事業者が行う主たる事業については、温室効果ガス排出抑制計画書（変更があった場合は変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入した内容と同一の内容を記入してください。

担当者の連絡先については、温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書の担当者（記入者）について記入してください。

### 1 実施年度

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための取組を実施した年度を記入してください。

### 2 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置

温室効果ガス排出抑制計画書（変更があった場合は変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）の「基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置」に記入した措置についての実施状況を記入してください。

なお、措置の内容は簡潔に記入し、その措置によって抑制できた温室効果ガスの排出量が算出できる場合は、その量を記入してください。

### 3 温室効果ガスの排出の量の実績

次により作成してください。

なお、基準年度、目標年度については、温室効果ガス排出抑制計画書（変更があった場合は変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入した内容と同一の内容を記入してください。

#### (1) 温室効果ガス排出量・基準年度比

##### ① 基準年度、目標年度の温室効果ガス排出量・対基準年度比

温室効果ガス排出抑制計画書（変更があった場合は変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入した値と同一の値を記入してください。

##### ② 実施年度の温室効果ガス排出量・対基準年度比

P17別表2により「1 実施年度」で記入した実施年度の温室効果ガス排出量を算出し、記入してください。

また、「対基準年度比」欄に、当該排出量を基準年度の温室効果ガス排出量で除した数値に100を乗じた数値を記入してください。

なお、令和2年度提出分（実施年度：令和元年度）以降、基準年度の排出係数を使用した場合の排出量の算定は必要ありません。

#### (2) 原単位排出量・基準年度比

##### ① 基準年度、目標年度の前単位排出量及び対基準年度比

温室効果ガス排出抑制計画書（変更があった場合は変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入した値と同一の値を記入してください。

② 実施年度の原単位排出量

実施年度の温室効果ガス排出量を、実施年度の原単位に用いた指標で除した数値を記入してください。

また、「対基準年度比」欄に、当該原単位排出量を基準年度の原単位排出量で除した数値に 100 を乗じた数値を記入してください。

なお、令和 2 年度提出分（実施年度：令和元年度）以降、基準年度の排出係数を使用した場合の原単位排出量の算定は必要ありません。

(3) 原単位に用いた指標

① 基準年度、目標年度の原単位に用いた指標

温室効果ガス排出抑制計画書（変更があった場合は変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入した値と同一の値を記入してください。

② 実施年度の原単位に用いた指標

設定した指標の実施年度の値を記入してください。

(4) 原単位に用いた指標の設定方法

原単位に用いた指標の設定方法については、温室効果ガス排出抑制計画書（変更があった場合は変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入したものと同一内容を記入してください。

(5) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量

① 条例第 16 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証

**【やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸収証書の取扱について】**

やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸収証書を保有している場合、その証書に記載された二酸化炭素の量を事業者の温室効果ガスの排出量から差し引くことができます。

ただし、次の条件を満たす必要があります。

- 1 やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸収証書の写しを添付すること
- 2 やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸収証書は知事の認証を得たものであること
- 3 やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸収証書は当該年度に認証を受けたものであること
- 4 温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書の実施年度とやまなしの森づくり・CO<sub>2</sub> 吸収証書の「認証対象実施期間」の年度が同じであること

② 再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用

**【グリーン電力証書の取扱について】**

グリーン電力証書を保有している場合、その保有電力分に相当する二酸化炭素量を事業者の温室効果ガスの排出量から差し引くことができます。

ただし、次の条件を満たす必要があります。

- 1 グリーン電力証書の写しを添付すること
- 2 グリーン電力証書は第三者認証を得たものであること
- 3 グリーン電力証書の名義は当該事業者の名義であること

計算方法については次のとおりとし、排出係数は、県が公表する数値としてください。



二酸化炭素削減量相当分 = グリーン電力証書に記載された電力量 × 排出係数

③ その他

上記以外の方法で、知事が特に認めるものとし、以下に示す制度・手法が対象となります。その保有クレジット等に相当する二酸化炭素量を事業所の温室効果ガスの排出量から差し引くことができます。

**【J-クレジット制度】**

**【国内クレジット制度】**

**【オフセット・クレジット(J-VET)制度】**

これらの制度に基づき認証されたクレジットを保有している場合、そのクレジットに係る二酸化炭素量を記入してください。

ただし、次の条件を満たす必要があります。

- 1 当該年度にクレジットの償却を行ったことを確認できる資料を添付すること
- 2 クレジットは第三者認証を得たものであること

**【グリーン熱証書】**

グリーン電力証書と同様の扱いとし、「電力」を「熱」に読み替えてください。

**4 電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数**

小売電気事業者の名称、排出係数で県が公表するもの及び排出係数の実績年度を記入してください。

なお、6社以上の小売電気事業者から購入している場合には、行を追加するなどして、同様に記入してください。

**5 摘要**

温室効果ガス排出量及び原単位排出量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合や削減目標が達成できなかった場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

**6 特記事項**

温室効果ガス排出抑制計画書の特記事項に記入した措置についての実施状況を記入してください。それ以外に地球温暖化対策に取り組んだものがあれば記入してください。

## 第6 温室効果ガスの排出の抑制に関する取組

温室効果ガスの排出の抑制に関する具体的な取組については、本章に例示する対策から、事業特性に応じて適切かつ有効な対策を選定し実施してください。また、これらに関連して、国（経済産業省）が定めた「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年経済産業省告示第66号）等についても参考にしてください。

### 1 オフィス部門（事業者共通の取組）

#### (1) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出を削減する取組

##### ① 新エネルギー等の活用

- ア 業務用コージェネレーションシステムの導入
- イ 業務用太陽光発電システムの導入
- ウ 業務用太陽熱温水器の導入

##### ② 建築物、設備の省エネルギー性能の向上

- ア ビルを増改築する際における断熱性能を向上させた構造への転換
- イ 市街地における業務用地の緑化の推進
- ウ 熱回収ヒートポンプなど省エネルギー性能を向上させる設備の導入

##### ③ 省エネルギー機器の導入

- ア 設備、備品、OA機器などの更新時における最新の省エネ機器の選択
- イ 白熱灯や蛍光灯の高効率照明への切替え
- ウ 通風機、空調機や空気圧縮機へのインバータ制御の導入

##### ④ 燃料転換の推進

- ア 環境負荷の小さい燃料の利用促進

##### ⑤ 建築物のエネルギー需要マネジメントの推進

- ア ビルを増改築する際における電圧調整装置や節電盤の導入
- イ 室内環境・エネルギー使用状況を把握し、エネルギー消費量の削減を図るためのビルエネルギーマネジメントシステム（BEMS）の導入

##### ⑥ 事業活動の転換と改善

- ア コンピュータ、コピー機などのエネルギー消費機器の適正管理（必要がなければ主電源を切るなど）
- イ 不必要な照明の消灯、採光が良い窓側の消灯又は一部消灯やエアコンなど空調設備の温度の適正管理

##### ⑦ エコドライブの推進

- ア 駐停車中の無用なアイドリング、空ぶかし、急発進・急加速をしないなど、環境にやさしい運転を心がけるエコドライブの推進

##### ⑧ 低燃費車、低公害車などの導入

- ア 電気自動車、燃料電池車及びハイブリッド自動車などの次世代自動車、低公害車などの購入

##### ⑨ グリーン購入の推進

- ア エコマーク認定商品など、環境に配慮した事務用機器や備品、製品の積極的な購入

⑩ 廃棄物の発生抑制

ア コピー用紙などの紙ゴミの減量化、食品廃棄物の肥料への有効利用などによる廃棄物の削減

⑪ 再使用、再生利用の推進

ア 紙ゴミやビン・缶などの分別、リサイクルの推進

イ 自社製品や販売品の自主回収システムの整備、リユース、リサイクルの推進

ウ 事業活動に伴う廃棄物の製品や資材への活用

⑫ 廃棄物の適正処理

ア 処理施設の適正な管理の徹底

イ 廃棄物の適正な処理業者への委託の徹底

ウ 試験研究機関・病院等で発生する有害化学物質の適正処理の徹底

2 製造業

(1) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出を削減する取組

① 新エネルギー等の導入

ア 太陽光、太陽熱、バイオマスなどの再生可能な自然エネルギーを有効活用する機器（太陽光発電など）の導入

イ 廃棄物発電など、発電や熱供給に利用するための施設の整備

② 省エネルギー対策の推進

ア 製品の生産から廃棄までの各工程の見直しによるエネルギー消費の少ない生産システムの整備

イ 熱の損失を防止し排熱の回収利用を行うことなどによる一層の省エネルギー対策の推進

③ 省エネルギー型機器、高効率機器の導入

ア コージェネレーションシステムなど効率の良いエネルギー供給システムの導入

イ 高効率ボイラーなど高効率機器の導入やインバータ機器の導入

④ 燃料転換の推進

ア 製造に使用する燃料へのクリーンなエネルギーの利用拡大

イ 産業用ボイラー等の燃料の石炭・石油系から天然ガスなどの温室効果ガス発生量の少ない燃料への転換の推進

ウ 環境負荷の小さい燃料の利用促進

⑤ 生産効率の向上

ア 品質管理や流通管理の徹底により廃棄される製品や使用材料の無駄の削減

イ 工場・設備や製造設備の集約化

⑥ 設計、調達段階の対策の推進

ア 製品の製造の際の省エネルギー型製品の設計・開発の推進

イ 原材料や部品の共有化・統合化、リサイクル部材の利用など調達段階からの省エネルギー対策の推進

⑦ 冷凍・冷却設備の改善

ア 空調などの熱源への氷蓄熱設備の導入

イ 冷凍機の冷凍効率の改善

- ⑧ エネルギー使用合理化の検討
    - ア ESCO事業や省エネルギー診断などによる工場・事業場、建築物、機械器具におけるエネルギー使用の合理化の徹底
  - ⑨ 用水対策
    - ア 製造工程で使用される洗浄水や冷却水の再利用
  - ⑩ 廃棄物の発生抑制
    - ア 包装や梱包の合理化による包装資材の減量化
    - イ 容器包装の設計におけるビンや缶などの包装資材の軽量化
  - ⑪ 再使用、再生利用の推進
    - ア 製造工程や製品の包装から発生する廃棄物の再生資源としての利用の推進
    - イ リユース、リサイクルが容易な製品の開発
  - ⑫ 廃棄物の適正処理
- (2) 代替フロン等3ガス排出を削減する取組
- ① 代替物質の開発の推進
    - ア 冷蔵庫やカーエアコンの冷媒などをHFC以外の代替物質へ転換
    - イ ノンフロン型機器の開発
  - ② 生産工程のノンフロン化の推進
    - ア 温室効果ガスを含まない冷媒を用いた冷凍・冷却設備の使用、HFCを使用しない製剤への転換
    - イ 半導体や液晶の製造時における排出量の削減
  - ③ 製造時の漏洩防止
    - ア フロンガス管理の徹底や製造プラントのクローズ化による漏洩防止の徹底
    - イ ガスボンベ出荷時などにおける漏洩防止の徹底
  - ④ 廃製品からの漏洩防止
    - ア 家庭用冷蔵庫やカーエアコンなど廃製品からの冷媒の回収・再利用・破壊の徹底

### 3 建設業

- (1) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出を削減する取組
- ① 設計段階における省エネルギー技術の採用
    - ア 「次世代省エネルギー基準」に対応した設計、照明器具や空調機器、外壁など最新の省エネルギー技術を導入した設計
  - ② グリーン購入の推進
    - ア 建設施工・土木施工において使用する資材の再生建設資材などへの利用拡大
    - イ 高炉セメントやフライアッシュセメントなどの混合セメントの利用拡大
    - ウ 廃棄物の焼却灰を主原料として製造されるエコセメントの建設資材への有効活用
  - ③ 建設機材対策の推進
    - ア 建設現場における高効率仮設電気機器の使用促進
    - イ 建設機械、車両のアイドリングストップ及び低燃費運転の励行
  - ④ 建設副産物削減対策の推進

ア 建設発生土の有効利用や、アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材の再資源化の推進

イ 廃棄物の処分までの追跡把握を行うマニフェストの適正使用と「建設リサイクル法」に基づく適切な費用負担の徹底

(2) 代替フロン等3ガス排出を削減する取組

① 代替物質を使用した製品等の利用拡大

ア 代替物質を使用した建設資材や設備機器等の調達など設計・施工段階からの取組の推進

② 代替フロン使用製品の適正処理

ア 代替フロンを使用した空調機器や代替フロンが使用されている断熱ウレタンフォームなどの適正処理

(3) 緑による二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）吸収量を増やす取組

① 地域開発時等における緑地の確保

ア 緑の保全に配慮した企画を建築物の発注者に対して提案するなど、開発地域における緑化の推進

② 建築物への県産材の利用拡大

ア 建築資材調達時における地域で生産された木材の優先的な購入・使用

③ 木材、木質材料の利用拡大

ア 建築資材調達時における間伐材の積極的な活用

④ 敷地、壁面、屋上緑化等の推進

ア 設計段階における敷地・壁面・屋上の緑化の提案、緑化に関する技術開発などによる建築物の緑化の推進

4 鉱業

(1) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出を削減する取組

① 省エネルギー対策の推進

ア 採掘現場における高効率仮設電気機器の使用促進

イ 建設機械、車両のアイドリングストップ及び低燃費運転の励行

5 農林業

(1) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出を削減する取組

① 省エネルギー対策の推進

ア 農業機械の使用回数の削減などによるエネルギー消費量の削減

イ 施設園芸における適正な温度管理による燃料消費量の削減

② グリーン購入の推進

ア 農業資材調達時における再生資材の積極的利用

③ 廃棄物の発生抑制

ア 農産物生産に伴う生ごみのコンポスト利用等による減量

④ 農業廃棄物の焼却の抑制

ア 農業資材の適正な廃棄処理の徹底

(2) メタン・一酸化二窒素排出を削減する取組

- ① 施肥方法の改善等水田対策、畑地対策
  - ア 水管理などメタン発生を抑制する技術の導入
  - イ 施肥回数の削減などの施肥方法の改善
- ② 家畜対策
  - ア 家畜に与える飼料構成や飼料内容の改善
- ③ 家畜ふん尿処理対策
  - ア 家畜ふん尿の適正処理の徹底
- (3) 吸収固定源を増やす取組
  - ① 持続可能な森林経営の推進
    - ア 健全な森林整備・保全のための間伐の実施
    - イ 長伐期林や複層林などの多様な森林の整備
  - ② 自然環境の維持・保全
    - ア 平地林や農地等の自然環境の保全・育成
  - ③ 県産材の利用拡大、長期利用の推進
    - ア 県産材やその加工品の利用促進
    - イ 地場産木材での住宅建築の促進

## 第7 「温室効果ガス排出抑制計画書」及び「温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書」の提出及び公表

### 1 温室効果ガス排出抑制計画書

#### (1) 提出

第1号様式（温室効果ガス排出抑制計画書）及び別表2（温室効果ガス排出抑制計画策定時に温室効果ガス排出の量の算定に使用した表）を提出してください。

#### (2) 公表

第1号様式（温室効果ガス排出抑制計画書）の内容のみを県ホームページで公表します。

### 2 温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書

#### (1) 提出

第2号様式（温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書）及び別表2（温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書作成時に温室効果ガス排出の量の算定に使用した表）を提出してください。

#### (2) 公表

第2号様式（温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書）の内容のみを県ホームページで公表します。

#### 問い合わせ・提出先

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 地球温暖化対策担当

TEL 055-223-1506 FAX 055-223-1636

E-mail [kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankyo-ene@pref.yamanashi.lg.jp)

【参考】手続きの流れ

年度	対象事業者		県
初年度	<p>【1期目】</p> <p>温室効果ガス排出抑制計画書(3か年度分)</p> <p>(温室効果ガスの排出抑制のための対策、削減目標)</p>	作成・提出	<p>提出された計画書・報告書の受理、概要の公表</p>
	<p>温室効果ガス排出抑制計画書の変更(変更ある場合)</p>	作成・提出	
2年度	<p>対策の実施</p> <p>温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書(初年度分)</p> <p>(対策の実施状況、温室効果ガスの排出抑制実績)</p>	作成・提出	
3年度	<p>温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書(2年度)</p> <p>(対策の実状況、温室効果ガスの排出抑制実績)</p>	作成・提出	
4年度	<p>温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書(最終年度)</p> <p>(対策の実施状況、温室効果ガスの排出抑制実績)</p>	作成・提出	
	<p>【2期目】</p> <p>温室効果ガス排出抑制計画書(3か年度分)</p> <p>(温室効果ガスの排出抑制のための対策、削減目標)</p>	作成・提出	
5年度	<p>対策の実施</p> <p>温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書(初年度分)</p> <p>(対策の実施状況、温室効果ガスの排出抑制実績)</p>	作成・提出	
6年度	<p>温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書(2年度)</p> <p>(対策の実施状況、温室効果ガスの排出抑制実績)</p>	作成・提出	
7年度	<p>温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書(最終年度)</p> <p>(対策の実施状況、温室効果ガスの排出抑制実績)</p>	作成・提出	
	<p>【3期目】</p> <p>温室効果ガス排出抑制計画書(3か年度分)</p> <p>(温室効果ガスの排出抑制のための対策、削減目標)</p>	作成・提出	



別表 1

エネルギーの種類		エネルギー使用量			単位発熱量			
		数値 A	単位	熱量(GJ) B=A×C	数値 C	単位		
燃料 及 び 熱	原油(コンデンセートを除く。)			kl	0.0	38.2	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NGL)			kl	0.0	35.3	GJ/kl	
	揮発油			kl	0.0	34.6	GJ/kl	
	ナフサ			kl	0.0	33.6	GJ/kl	
	灯油			kl	0.0	36.7	GJ/kl	
	軽油			kl	0.0	37.7	GJ/kl	
	A重油			kl	0.0	39.1	GJ/kl	
	B・C重油			kl	0.0	41.9	GJ/kl	
	石油アスファルト			t	0.0	40.9	GJ/t	
	石油コークス			t	0.0	29.9	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)			t	0.0	50.8	GJ/t
		石油系炭化水素ガス			千m <sup>3</sup>	0.0	44.9	GJ/千m <sup>3</sup>
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)			t	0.0	54.6	GJ/t
		その他可燃性天然ガス			千m <sup>3</sup>	0.0	43.5	GJ/千m <sup>3</sup>
	石炭	原料炭			t	0.0	29.0	GJ/t
		一般炭			t	0.0	25.7	GJ/t
		無煙炭			t	0.0	26.9	GJ/t
	石炭コークス			t	0.0	29.4	GJ/t	
	コールタール			t	0.0	37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス			千m <sup>3</sup>	0.0	21.1	GJ/千m <sup>3</sup>	
	高炉ガス			千m <sup>3</sup>	0.0	3.41	GJ/千m <sup>3</sup>	
	転炉ガス			千m <sup>3</sup>	0.0	8.41	GJ/千m <sup>3</sup>	
	その他の燃料	都市ガス			千m <sup>3</sup>	0.0	45.0	GJ/千m <sup>3</sup>
		( )						
	産業用蒸気			GJ	0.00	1.02	GJ/GJ	
	産業用以外の蒸気			GJ	0.00	1.36	GJ/GJ	
	温水			GJ	0.00	1.36	GJ/GJ	
冷水			GJ	0.00	1.36	GJ/GJ		
小計				①	0.00			
電 気	一般電気事業者	昼間買電		千kwh	0.0	9.97	GJ/千kwh	
		夜間買電		千kwh	0.0	9.28	GJ/千kwh	
	その他	上記以外の買電		千kwh	0.0	9.76	GJ/千kwh	
		自家発電		千kwh				
	小計				②	0.00		
合計(GJ) ③=①+②				③	0.00			
原油換算(kl) ④=③×0.0258 (kl/GJ)				④	0			

## エネルギー使用量算定の手順（別表 1 を使用）

### 《手順 1》

エネルギーの種類ごとに、前年度のエネルギーの使用量を「数値 A」欄に記入する。

### 《手順 2》

エネルギーの種類ごとに「数値 A」欄の数値に「数値 C」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量 (GJ) B = A × C」欄に記入する。

なお、事業者は、「数値欄 C」欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定することができる。その場合には、根拠資料を添付すること。

### 《手順 3》

「熱量 (GJ) B = A × C」欄の①及び②の数値を合算して得た数値を③に記入する。

### 《手順 4》

「熱量 (GJ) B = A × C」欄の①及び②の数値に 0.0258 を乗じて得た数値を④に記入する。この④の数値が、原油換算エネルギー使用量となる。

※ 県が提供するエクセルの様式を用いる場合は、手順 2～4 は自動で計算されます。

※ LP ガスの使用量が「m<sup>3</sup>」で表示されている場合、「t」に換算する必要があります。

換算係数は、ガス会社により異なりますので、ガス会社に確認の上、換算してください。

不明の場合は、次の数値を用いて換算してください。

プロパン	1 m <sup>3</sup> = (1/502) t
ブタン	1 m <sup>3</sup> = (1/355) t
プロパン・ブタンの混合	1 m <sup>3</sup> = (1/458) t

※ エネルギー使用量を把握する際の留意点

エネルギー使用量を把握する上で、「テナントビルにおけるエネルギー管理の在り方」や「産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取り扱い」については、省エネ法の取り扱いに準じるものとしします。

別表 2

エネルギーの種類		エネルギー使用量			販売されたエネルギーの量			熱量(GJ) H=E-G	二酸化炭素 排出量(t- CO <sub>2</sub> ) I	
		数値 D	単位	熱量(GJ) E=D×C	数値 F	単位	熱量(GJ) G=F×C			
燃料	原油(コンデンセートを除く。)		kl	0		kl	0	0	0	
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kl	0		kl	0	0	0	
	揮発油		kl	0		kl	0	0	0	
	ナフサ		kl	0		kl	0	0	0	
	灯油		kl	0		kl	0	0	0	
	軽油		kl	0		kl	0	0	0	
	A重油		kl	0		kl	0	0	0	
	B・C重油		kl	0		kl	0	0	0	
	石油アスファルト		t	0		t	0	0	0	
	石油コークス		t	0		t	0	0	0	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t	0		t	0	0	0
		石油系炭化水素ガス		千m <sup>3</sup>	0		千m <sup>3</sup>	0	0	0
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t	0		t	0	0	0
		その他可燃性天然ガス		千m <sup>3</sup>	0		千m <sup>3</sup>	0	0	0
	石炭	原料炭		t	0		t	0	0	0
		一般炭		t	0		t	0	0	0
		無煙炭		t	0		t	0	0	0
	石炭コークス		t	0		t	0	0	0	
	コールタール		t	0		t	0	0	0	
	コークス炉ガス		千m <sup>3</sup>	0		千m <sup>3</sup>	0	0	0	
	高炉ガス		千m <sup>3</sup>	0		千m <sup>3</sup>	0	0	0	
	転炉ガス		千m <sup>3</sup>	0		千m <sup>3</sup>	0	0	0	
	都市ガス	(※) 45.00		千m <sup>3</sup>	0		千m <sup>3</sup>	0	0	0
小計								0	0	
熱	産業用蒸気		GJ	0		GJ	0	0	0	
	産業用以外の蒸気		GJ	0		GJ	0	0	0	
	温水		GJ	0		GJ	0	0	0	
	冷水		GJ	0		GJ	0	0	0	
小計								0	0	
電気	A社	昼間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
		夜間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
	B社	昼間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
		夜間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
	C社	昼間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
		夜間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
	D社	昼間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
		夜間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
	E社	昼間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
		夜間買電		千kwh	0		千kwh	0	0	
その他	上記以外の買電		千kwh	0		千kwh	0	0		
	自家発電		千kwh			千kwh				
小計								0	0	
合計								0	0	

※ 都市ガスの換算係数(GJ/千m<sup>3</sup>)は、ガス供給事業者ごとのを用いること。

※ 参考:原油換算値

0 kl

## 温室効果ガス排出量算定の手順（別表2を使用）

### ○温室効果ガスの排出の量の算定期間

4月1日から翌年3月31日までとする。

### ○温室効果ガスの排出の量の算定方法

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素（以下「エネルギー起源二酸化炭素」という。）の算定は、次の手順により行うものとする。

#### 《手順1》

エネルギーの種類ごとに、前年度のエネルギーの使用量を「数値D」欄に記入する。（ただし、自家発電による電気使用量については記入しない。）

#### 《手順2》

販売されたエネルギーがある場合は、エネルギーの種類ごとに、販売されたエネルギーの量を「数値F」欄に記入する。

#### 《手順3》

燃料について、その種類ごとに、「数値D」欄の数値に別表1に掲げる「数値C」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量（GJ）E = D × C」欄に記入する。

なお、事業者は、「数値C」欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定することができる。その場合には、根拠資料を添付すること。

#### 《手順4》

燃料について、販売されたエネルギーがある場合は、その種類ごとに、「数値F」欄の数値に別表1に掲げる「数値C」欄の数値を乗じて得た数値を「熱量（GJ）G = F × C」欄に記入する。

なお、事業者は、「数値C」欄の数値に代わり、実測等に基づいた単位発熱量を設定することができる。その場合には、根拠資料を添付すること。

#### 《手順5》

燃料について、その種類ごとに、「熱量（GJ）E」欄の数値から「熱量（GJ）G」欄の数値を減じて得た数値を「H = E - G」欄に記入する。

#### 《手順6》

燃料について、その種類ごとに、「H = E - G」欄の数値に別表3に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値に12分の44を乗じて得た数値を「二酸化炭素排出量I」欄に記入する。

なお、事業者は、別表3に掲げる排出係数の数値に代わり、実測等に基づいた排出係数を設定することができる。その場合には、根拠資料を添付すること。

#### 《手順7》

熱及び電気（自家発電を除く。）について、その種類ごとに、「数値D」欄の数値から「数値F」欄の数値を減じて得た数値を「H = E - G」欄に記入する。

#### 《手順8》

熱及び電気（自家発電を除く。）について、その種類ごとに、「H = E - G」欄の数値に別表3に掲げる排出係数の数値を乗じて得た数値を「二酸化炭素排出量I」欄に記入する。この場合において、電気については、排出抑制計画書又は排出抑制計画実施状況報告書に記載されている電気の排出

係数の数値を使用すること。

なお、事業者は、上記の排出係数の数値に代わり、実測等に基づいた排出係数を設定することができる。その場合には、根拠資料を添付すること。

《手順 9》

自家発電について、販売されたものがある場合は、「数値 F」欄の数値に排出抑制計画書及び排出抑制計画実施状況報告書に記載された電気の排出係数の数値を乗じて得た数値に、-1 を乗じた数値を「二酸化炭素排出量 I」欄に記入する。

なお、事業者は、上記の電気の排出係数の数値に代わり、実測等に基づいた排出係数を設定することができる。その場合には、根拠資料を添付すること。

《手順 10》

すべてのエネルギーの種類の「二酸化炭素排出量 I」欄の数値を合算する。

※ 県が提供するエクセルの様式を用いる場合は、手順 3～10 は自動で計算されます。

別表 3

エネルギーの種類		排出係数		
		数値	単位	
燃 料	原油（コンデンセートを除く。）	0.0187	t-C/GJ	
	原油のうちコンデンセート（NGL）	0.0184	t-C/GJ	
	揮発油	0.0183	t-C/GJ	
	ナフサ	0.0182	t-C/GJ	
	灯油	0.0185	t-C/GJ	
	軽油	0.0187	t-C/GJ	
	A重油	0.0189	t-C/GJ	
	B・C重油	0.0195	t-C/GJ	
	石油アスファルト	0.0208	t-C/GJ	
	石油コークス	0.0254	t-C/GJ	
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	0.0161	t-C/GJ
		石油系炭化水素ガス	0.0142	t-C/GJ
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	0.0135	t-C/GJ
		その他の可燃性天然ガス	0.0139	t-C/GJ
	石炭	原料炭	0.0245	t-C/GJ
		一般炭	0.0247	t-C/GJ
		無煙炭	0.0255	t-C/GJ
	石炭コークス	0.0294	t-C/GJ	
	コールタール	0.0209	t-C/GJ	
	コークス炉ガス	0.011	t-C/GJ	
高炉ガス	0.0263	t-C/GJ		
転炉ガス	0.0384	t-C/GJ		
都市ガス	0.0136	t-C/GJ		
熱	産業用蒸気	0.060	t-CO <sub>2</sub> /GJ	
	産業用以外の蒸気	0.057	t-CO <sub>2</sub> /GJ	
	温水	0.057	t-CO <sub>2</sub> /GJ	
	冷水	0.057	t-CO <sub>2</sub> /GJ	

別表4 日本標準産業分類（平成25年度改訂版）中分類

1	農業	26	生産用機械器具製造業	51	繊維・衣服等卸売業	76	飲食店
2	林業	27	業務用機械器具製造業	52	飲食品卸売業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
3	漁業（少産養殖業を除く）	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	53	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
4	水産養殖業	29	電気機械器具製造業	54	機械器具卸売業	79	その他の生活関連サービス業
5	鉱業、採石業、砂利採取業	30	情報通信機械器具製造業	55	その他の卸売業	80	娯楽業
6	総合工事業	31	輸送用機械器具製造業	56	各種商品小売業	81	学校教育
7	職別工事業（設備工事業を除く）	32	その他の製造業	57	織物・衣服・身の回り品小売業	82	その他の教育、学習支援業
8	設備工事業	33	電気業	58	飲食品小売業	83	医療業
9	食料品製造業	34	ガス業	59	機械器具小売業	84	保健衛生
10	飲料・たばこ・飼料製造業	35	熱供給業	60	その他の小売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
11	繊維工業	36	水道業	61	無店舗小売業	86	郵便局
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	37	通信業	62	銀行業	87	協同組合（他に分類されないもの）
13	家具・装備品製造業	38	放送業	63	協同組織金融業	88	廃棄物処理業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	39	情報サービス業	64	貸金業、クレジットカード業 等非預金信用機関	89	自動車整備業
15	印刷・同関連業	40	インターネット附随サービス業	65	金融商品取引業、商品先物取引業	90	機械等修理業
16	化学工業	41	映像・音声・文字情報制作業	66	補助的金融業等	91	職業紹介・労働者派遣業
17	石油製品・石炭製品製造業	42	鉄道業	67	保険業（保険媒介代理業、 保険サービス業を含む）	92	その他の事業サービス業
18	プラスチック製品製造業	43	道路旅客運送業	68	不動産取引業	93	政治・経済・文化団体
19	ゴム製品製造業	44	道路貨物運送業	69	不動産賃貸業・管理業	94	宗教
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	45	水運業	70	物品賃貸業	95	その他のサービス業
21	窯業・土石製品製造業	46	航空運輸業	71	学術・開発研究機関	96	外国公務
22	鉄鋼業	47	倉庫業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）	97	国家公務
23	非鉄金属製造業	48	運輸に附帯するサービス業	73	広告業	98	地方公務
24	金属製品製造業	49	郵便業（信書便事業を含む）	74	技術サービス業（他に分類されないもの）	99	分類不能の産業
25	はん用機械器具製造業	50	各種商品卸売業	75	宿泊業		

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

温室効果ガス排出抑制計画書

山梨県地球温暖化対策条例第11条（第1項・第3項・第4項）の規定により、別紙1及び別紙2のとおり提出します。

担当者の連絡先	所属部署	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	



別紙 1

事業者が行う主たる事業				
計画期間	令和____年度～令和____年度			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するための基本方針				
基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置	年度	措置の内容		
	令和			
	令和			
	令和			
温室効果ガスの排出の量の抑制目標	区分	基準年度 令和____年度	目標年度 令和____年度	対基準年度比
	温室効果ガス 排出量 A	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	原単位排出量 A/B	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	原単位に用 いた指標 B			%
	原単位に用 いた指標の 設定方法	(指標の単位：_____)		
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度		年度	
	小売電気事業者の名称		基準年度における排出係数	
			t-CO <sub>2</sub> /kWh	
			t-CO <sub>2</sub> /kWh	
			t-CO <sub>2</sub> /kWh	
			t-CO <sub>2</sub> /kWh	
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量に係る措置	<input type="checkbox"/> 条例第 16 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
特記事項				

- 注 1 「温室効果ガスの排出の量の抑制目標」欄の基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とすること。
- 2 「原単位に用いた指標B」欄には生産数量、延べ床面積等の数値を記入し、「原単位に用いた指標の設定方法」欄には採用した原単位の数値の種類や考え方等を記入の上、括弧内に数値の単位を記入すること。
- 3 「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄には、排出係数の実績年度、小売電気事業者の名称及び基準年度における排出係数で県が公表するものを記入すること。
- 4 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量に係る措置」欄については、該当するものがある場合には、該当する□にレ印を付すこと。
- 5 「特記事項」欄には、「基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化の防止のために取り組んできたことを記入すること。また、この温室効果ガス排出抑制計画を提出する者がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第18条第1項に規定する連鎖化事業者であるときは、その旨を記入すること。
- 6 温室効果ガス排出抑制計画の内容を変更した場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

別紙2

事業所の名称	所在地

- 注 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。
- 2 事業所の名称及び所在地が掲載されたパンフレット等の資料をもって、本紙に代えることができる。

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）

温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第11条第5項の規定により、別紙1及び別紙2のとおり報告します。

担当者の連絡先	所属部署	
	氏名	
	電話番号	
	電子メール	

別紙 1

事業者が行う主たる事業				
実施年度		_____年度		
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置				
温室効果ガスの排出の量の実績	区分	基準年度 _____年度	目標年度 _____年度	実施年度 _____年度
	温室効果ガス排出量 A	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
			対基準年度比 %	対基準年度比 %
	原単位排出量 A/B	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
			対基準年度比 %	対基準年度比 %
	原単位に用いた指標 B			
	原単位に用いた指標の設定方法	(指標の単位 : _____)		
	事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量 C	条例第16条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証	t-CO <sub>2</sub>	
再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用		t-CO <sub>2</sub>		
その他 ( )		t-CO <sub>2</sub>		
差引排出量 A-C	t-CO <sub>2</sub>			
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度		_____年度	
	小売電気事業者の名称		実施年度における排出係数	
			t -CO <sub>2</sub> /kWh	
			t -CO <sub>2</sub> /kWh	
			t -CO <sub>2</sub> /kWh	
			t -CO <sub>2</sub> /kWh	
摘要				
特記事項				

- 注 1 「基準年度」欄及び「目標年度」欄には、温室効果ガス排出抑制計画書（当該温室効果ガス排出抑制計画を変更した場合にあっては、変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入した数値を転記すること。
- 2 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量C」欄には、該当する措置により事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量を記入し、当該措置の内容を証する書類を添付すること。
- 3 「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄には、排出係数の実績年度、小売電気事業者の名称及び実施年度における排出係数で県が公表するものを記入すること。
- 4 「摘要」欄には、温室効果ガスの排出の量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合又は削減目標を達成することができなかった場合に、その理由を記入すること。
- 5 「特記事項」欄には、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置」欄に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。



【例】令和2年度に新たに計画を提出する場合の計画書

計画期間：令和2(2020)年度～令和4(2022)年度

提出日を記入

第1号様式（第5条関係）

## 記入例

令和2年7月1日

山梨県知事 殿

権限を委任されている  
場合は、委任を受けた  
者を記入

住所 甲府市丸の内1-6-1

氏名 山梨〇〇株式会社

代表取締役 山梨 太郎

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

### 温室効果ガス排出抑制計画書

山梨県地球温暖化対策条例第11条（第1項・第3項・第4項）の規定により、別紙1及び別紙2のとおり提出します。

排出抑制計画の担当者の  
部署名、氏名等を記入

担当者の連絡先	所属部署	総務部管理課
	氏名	山梨 花子
	電話番号	055-237-1111
	電子メール	hanako.yamanashi@〇〇.co.jp



別紙 1

日本標準産業分類（中分類）から選択

事業者が行う主たる事業	26 一般機械器具製造業			
計画期間	令和 2 年度～令和 4 年度			
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するための基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステム導入</li> <li>・空調機器更新</li> <li>・従業員教育</li> </ul>			
基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置	年度	措置の内容		
	令和2	環境マネジメントシステムの導入		
	令和3	空調機器の更新		
	令和4	従業員への教育（年2回）		
温室効果ガスの排出の量の抑制目標	区分	基準年度 令和 1 年度	目標年度 令和 4 年度	対基準年度比
	温室効果ガス 排出量 A	6,400 t-CO <sub>2</sub>	6,208 t-CO <sub>2</sub>	97.0 %
	原単位排出量 A/B	2.065 t-CO <sub>2</sub>	1.881 t-CO <sub>2</sub>	91.1 %
	原単位に用 いた指標 B	3,100	3,300	106.5 %
	原単位に用 いた指標の 設定方法	生産額 (指標の単位：百万円)		
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度		年度	
	小売電気事業者の名称		基準年度における排出係数	
	A社		0.000350 t-CO <sub>2</sub> /kWh	
	B社		0.000400 t-CO <sub>2</sub> /kWh	
	C社		0.000450 t-CO <sub>2</sub> /kWh	
	D社		0.000500 t-CO <sub>2</sub> /kWh	
E社		0.000550 t-CO <sub>2</sub> /kWh		
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量に係る措置	<input checked="" type="checkbox"/> 条例第 16 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
特記事項	上記以外のカーボンオフセット認証制度がある場合に記入			

計画期間は3か年度

当該措置によって削減される温室効果ガスの排出量が算出できる場合は、その量も記入

原則として、計画期間初年度の前年度

温室効果ガス排出量、原単位排出量を両方とも記入

基準年度に契約していた電力会社とそれに対応する基礎排出係数を記入

別紙2

事業所の名称	所在地
本社	甲府市丸の内1-6-1
A工場	A市〇〇町〇-〇
B工場	B市〇〇町〇-〇

県内に所在する事業所について記入  
事業所が記載された資料やパンフレットで  
代替可

注1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。  
2 別紙2の代わりにパンフレット等の資料を使用しても差し支えない。

【例】平成 29 年度に計画を提出した場合の実施状況報告書  
計画期間：平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度

提出日を記入

第 2 号様式（第 5 条関係）

## 記入例

令和 2 年 7 月 1 日

山梨県知事 殿

権限を委任されている  
場合は、委任を受けた  
者を記入

住所 甲府市丸の内 1-6-1

氏名 山梨〇〇株式会社

代表取締役 山梨 太郎

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

### 温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第 11 条第 5 項の規定により、別紙 1 及び別紙 2 のとおり報告します。

排出抑制計画の担当者の  
部署名、氏名等を記入

担当者の連絡先	所属部署	総務部管理課
	氏名	山梨 花子
	電話番号	055-237-1111
	電子メール	hanako.yamanashi@〇〇.co.jp

日本標準産業分類（中分類）から選択

別紙 1

事業者が行う主たる事業		26 一般機械器具製造業		
実施年度		令和 1 年度		
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置		計画書に記載した基準年度・目標年度の値を記入		計画実施年度の実績値を記入
温室効果ガスの排出の量の実績	区分	基準年度 平成 28 年度	目標年度 令和 1 年度	実施年度 令和 1 年度
	温室効果ガス排出量 A	6,600 t-CO <sub>2</sub>	6,400 t-CO <sub>2</sub>	6,400 t-CO <sub>2</sub>
			対基準年度比 97.0 %	対基準年度比 97.0 %
	原単位排出量 A/B	2.200 t-CO <sub>2</sub>	2.000 t-CO <sub>2</sub>	2.065 t-CO <sub>2</sub>
			対基準年度比 90.9 %	対基準年度比 93.8 %
	原単位に用いた指標 B	3,000	3,200	3,100
	原単位に用いた指標の設定方法	生産額 (指標の単位: 百万円)		
	事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量 C	条例第 16 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証 再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用 その他 ( )		10 t-CO <sub>2</sub>
差引排出量 A - C	6,400 - 10 = 6,390t-CO <sub>2</sub>		6,390 t-CO <sub>2</sub>	
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度		年度	
	小売電気事業者の名称		実施年度における排出係数	
	A社		0.000350 t-CO <sub>2</sub> /kWh	
	B社		0.000400 t-CO <sub>2</sub> /kWh	
	C社		0.000450 t-CO <sub>2</sub> /kWh	
	E社		0.000550 t-CO <sub>2</sub> /kWh	
摘要				
特記事項	平成28年にエコアクション21の認証を受け、現在まで継続し			

排出量及び原単位排出量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合や削減目標が達成できなかった場合、その理由を記入

別紙2

事業所の名称	所在地
本社	甲府市丸の内1-6-1
A工場	A市〇〇町〇-〇
B工場	B市〇〇町〇-〇

県内に所在する事業所について記入  
事業所が記載された資料やパンフレットで  
代替可

- 注 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。  
2 事業所の名称及び所在地が掲載されたパンフレット等の資料をもって、本紙に代えることができる。